



2025 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 住友商事株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾
(コード番号：8053、東証プライム)
問合せ先 広報部長 阿部 剛嗣
(TEL：03-6285-3100)

自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 1 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うことを決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、その具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします

1. 買付け等の目的

当社は、2024 年度から開始した「中期経営計画 2026(2024 年度～2026 年度)」以降の株主還元方針として、①総還元性向（配当支払金額と自己株式取得総額の合計を親会社の所有者に帰属する当期利益で割った数値）を 40%以上として、配当及び柔軟かつ機動的な自己株式取得を実施すること、②累進配当（1 株当たり年間配当金の前期実績に対して、配当維持又は増配を行うこと）により、配当の更なる安定性向上及び利益成長に応じた増配を目指すことを掲げ、持続的な利益成長及び更なる収益基盤の強化に努めることで、株主還元の充実を図り、株主価値の向上を目指しております。

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。2025 年 3 月期の配当については、中間配当金については 1 株当たり 65 円、期末配当金については 1 株当たり 65 円の配当を実施しました。また、2026 年 3 月期の配当については、中間配当金については 1 株当たり 70 円、期末配当金については 1 株当たり 70 円の配当を予定しております。

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、株主総会決議によらず取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した柔軟かつ機動的な資本政策を遂行することを目的とするものです。なお、当社は本日までの過去 5 年間に於いて、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における市場買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しております。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数	累計取得価額の総額
2023 年 2 月 6 日開催 取締役会	2023 年 2 月 7 日～ 2023 年 4 月 28 日	21,268,200 株	49,999,766,200 円
2023 年 5 月 9 日開催 取締役会	2023 年 5 月 10 日～ 2023 年 6 月 9 日	7,478,000 株	19,999,913,350 円
2024 年 5 月 2 日開催 取締役会	2024 年 5 月 7 日～ 2024 年 6 月 17 日	12,288,300 株	49,999,649,148 円

また、当社は、これまで上表のとおり、継続的に自己株式の取得を実施してまいりましたが、上記の株主還元方針に基づき、資本効率の向上及び株主還元の拡充を図ることを目的として、2025 年 5 月 1 日開催の取締役会において、2025 年 5 月 2 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に、株式総数 3,500 万株及び取得価格総額 800 億円を上限とする自己株式の取得を決議いたしました。

当社は、2024 年 4 月 23 日、当社の株主（2024 年 3 月 31 日現在の株主順位：第 8 位）である三井住友海上火災保険株式会社（以下、「応募予定株主」といいます。）より、政策保有株式縮減の観点から、応募予定株主が政策保有目的で所有する当社普通株式 15,000,000 株（2024 年 3 月 31 日時点の所有割合（注 1）：1.23%）について、売却を検討したい旨の連絡を受けました。2024 年 7 月 8 日、当社は、応募予定株主より、応募予定株主が政策保有目的で所有する当社普通株式の全てを 2029 年 3 月まで

に売却する意向であるが、その売却の方法及び売却時期等について当社と今後協議する意向がある旨の連絡を受けました。2024年8月26日、当社は、応募予定株主に対し、応募予定株主が所有する当社普通株式の売却の方法及び売却時期等については、2025年3月期の業績等を踏まえて検討の上、提案する旨を連絡しました。

(注1)「2024年3月31日時点の所有割合」とは、当社が2024年6月21日に提出した「第156期有価証券報告書」に記載された2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数(1,223,082,867株)から同日時点で当社が保有する自己株式数(1,143,723株)を控除した株式数(1,221,939,144株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

その後、当社は、応募予定株主が所有する当社普通株式の売却意向を踏まえて検討を行った結果、応募予定株主が当社普通株式を市場において売却した場合、一定数の当社普通株式が市場に放出されることになり、当社普通株式の需給悪化を一時的に引き起こすため、これを回避することが望ましいこと、及び当社が当該株式を自己株式として取得した場合、当社の1株当たり当期純利益(EPS)や自己資本当期純利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与すると考えられることから、当社が当該株式の取得を自己株式の取得の一環として実施することは株主の皆様に対する利益還元につながるとの結論に至りました。

自己株式の具体的な取得方法に関しては、一定数の自己株式を取得することについて、取引の透明性及び市場における取引状況も踏まえ、当社の資本政策面の観点から十分に検討を重ねました。その結果、2025年3月下旬、公開買付けであれば、応募予定株主以外の株主にも一定の検討期間を提供したうえで市場価格の動向を踏まえて自己株式取得に応じるか否かを判断する機会を付与できる点、法令等に従った公開買付けの手続に従って買い付けることで、取引の透明性も担保できる点、市場外の取引であり当社普通株式の市場における流動性に比較的影響を及ぼしにくい点、市場買付けや立会外取引を利用した自己株式の取得では、制度上、買付価格は市場価格とする必要があり、市場価格から一定のディスカウントを行った価格での買付けを実現することはできず、公開買付けより優位な選択肢とはならない点から、公開買付けの方法により当社自己株式を取得することが適切であるとの考えに至りました。

当社は、上記検討内容を踏まえ、2025年4月1日、応募予定株主に対し、当社が公開買付けを実施した場合に、東京証券取引所プライム市場における市場価格から一定のディスカウントを行った価格で、応募予定株主が所有する当社普通株式の一部を取得する意向がある旨を連絡しました。

2025年4月9日、当社は、応募予定株主より、応募予定株主が所有する当社普通株式15,000,000株(2025年3月31日時点の所有割合(注2):1.24%)の一部である7,000,000株(2025年3月31日時点の所有割合:0.58%。以下、「応募意向株式」といいます。)を応募することを前向きに検討する旨の回答を得ました。また当社は、2025年6月23日、本公開買付け実施に係る社内決裁手続等の準備に要する期間等を踏まえ、応募予定株主に対して、本公開買付けの開始日を2025年8月1日とすることについて打診し、2025年6月23日、応募予定株主より応諾する旨の回答を得ました。なお、応募予定株主からは本公開買付け後に残存する当社普通株式については、現状における処分等の方針は未定であり、取り得る選択肢について検討する方針であるとの説明を受けております。

(注2)「2025年3月31日時点の所有割合」とは、当社が2025年6月18日に提出した「第157期有価証券報告書」に記載された2025年3月31日現在の当社の発行済株式総数(1,211,099,367株)から同日時点で当社が保有する自己株式数(1,092,736株)を控除した株式数(1,210,006,631株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、2025年3月下旬、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、ディスカウント率については、国内において、政策保有株式縮減の議論が活発化した2021年を起点とし、2021年1月1日以降に決議され、2025年6月30日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例109件のうち、ディスカウント率を用いて実施された事例95件(以下、

「本事例」といいます。)において、10%程度(9%超~10%)の事例が75件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「本公開買付け期間」といいます。)中に市場価格が変動し、本公開買付け価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付けは直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年7月31日)の前営業日である2025年7月30日の当社普通株式の終値又は2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2025年6月30日、応募予定株主に対し、応募意向株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年7月31日)の前営業日(2025年7月30日)の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案し、協議・交渉したところ、2025年7月10日に、応募予定株主より、当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付け価格を当社取締役会決議日(2025年7月31日)の前営業日である2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,755円に対して10%のディスカウントを行った価格である3,380円(円未満を四捨五入。以下、本公開買付け価格の計算において同じとします。)とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が2025年6月18日付で発表した第157期有価証券報告書に記載された2025年3月末日現在における当社連結ベースの手元流動性(現金及び現金同等物)は570,617百万円であり、本公開買付けの実施に約26,000百万円を要することを考慮しても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、応募予定株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から検討した結果、本事例95件のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定数としている事例が47件と最多であることから、応募意向株式に10%程度を上乗せした株数が適切であると考え、応募意向株式7,000,000株(所有割合(注3):0.58%)に対して10%を上乗せした7,700,000株を上限とすることを2025年7月31日開催の取締役会決議に基づき決定しております。本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式7,000,000株のうちの一部を取得することとなります。当社は、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式について、応募予定株主より、適宜、市場売却により処分していく意向である旨の回答を得ております。なお、当社は、応募予定株主が所有する応募意向株式以外の当社普通株式8,000,000株(所有割合:0.66%)について、現状における処分等の方針は未定であり、取りうる選択肢について検討する方針であることを確認しております。

(注3)「所有割合」とは、当社が2025年7月31日に発表した「2026年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕」に記載された2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数(1,211,099,367株)から同日時点で当社が保有する自己株式数(1,082,863株)を控除した株式数(1,210,016,504株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の計算において同じとします。

なお、当社が2025年5月1日付で公表した「自己株式の取得に係る事項の決定及び自己株式の消却に係る事項の決定に関するお知らせ(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)」に記載のとおり、本公開買付けにより取得した自己株式を含め、2025年5月1日開催の取締役会決議に基づき取得した自己株式について

は、株式報酬として充当を見込む株数（100万株）を除き、2026年4月10日に消却する予定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	35,000,000	80,000,000,000

(注1) 取得する株式総数の本日現在の発行済株式総数に対する割合は、2.89%です（小数点以下第三位を四捨五入）。なお、取得する株式総数の所有割合は、2.89%です。

(注2) 取得する株式の総数は、2025年5月1日開催の取締役会において決議された取得する株式総数の上限株数です。

(注3) 取得価額の総額は、2025年5月1日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注4) 取得することができる期間は、2025年5月2日から2026年3月31日までです。

(注5) 当社は、取得価額の総額（円）のうち、本公開買付けに基づいて取得されなかった分については、本公開買付けの決済の開始日の翌営業日である2025年9月26日から2026年3月31日までの間、東京証券取引所プライム市場において市場買付けを実施することを予定しております。

(注6) 市場環境等により、一部の取得が行われない可能性もあります。

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025年7月31日（木曜日）
② 公開買付開始公告日	2025年8月1日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	2025年8月1日（金曜日）
④ 買付け等の期間	2025年8月1日（金曜日）から 2025年9月1日（月曜日）まで（21営業日）

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金3,380円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度（9%超～10%）の事例が75件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本

公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年7月31日）の前営業日である2025年7月30日の当社普通株式の終値又は2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2025年6月30日、応募予定株主に対し、応募意向株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年7月31日）の前営業日（2025年7月30日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案し、協議・交渉したところ、2025年7月10日に、応募予定株主より、当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を当社取締役会決議日（2025年7月31日）の前営業日である2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,755円に対して10%のディスカウントを行った価格である3,380円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である3,380円は、本公開買付け実施に係る取締役会決議日の前営業日である2025年7月30日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値3,832円から11.80%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,755円から9.99%、同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,686円から8.30%、同日までの過去6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値3,532円から4.30%を、それぞれディスカウントした金額になります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから、金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、当社の資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度（9%超～10%）の事例が75件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。また、ディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格としては、当社の資産の社外流出を可能な限り抑える観点に加えて、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することは、一時的な株価変動の影響等の特殊要因等を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性を有すると考えられる一方で、本公開買付期間中に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年7月31日）の前営業日である2025年7月30日の当社普通株式の終値又は2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると考えました。

これらを踏まえ、当社は、2025年6月30日、応募予定株主に対し、応募意向株式について、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年7月31日）の前営業日（2025年7月30日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は2025年7月30日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合に応募することを提案し、協議・交渉したところ、2025年7月10日に、応募予定株主より、当該条件にて本公開買付けを実施する場合、応募意向株式について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において会社法第165条第3項

の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、及び本公開買付価格を当社取締役会決議日（2025 年 7 月 31 日）の前営業日である 2025 年 7 月 30 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値 3,755 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 3,380 円とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

上場株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	7,700,000 (株)	— (株)	7,700,000 (株)

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（7,700,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（7,700,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 26,059,000,000 円

(注) 買付予定数（7,700,000 株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
2025 年 9 月 25 日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうち

その交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号。その後の改正を含みます。）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税 5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税 5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限ります。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して 2025 年 9 月 1 日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2025年7月31日付で「2026年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）」を発表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該決算短信に添付される四半期連結財務諸表につきましては、任意での監査法人の期中レビューを受けております。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2026年3月期 第1四半期決算短信〔IFRS〕（連結）の概要

（2025年4月1日～2025年6月30日）

（ア）損益の状況（連結）

会計期間	2026年3月期 (第1四半期連結累計期間)
収益	1,787,921 百万円
税引前利益	210,279 百万円
親会社の所有者に帰属する四半期利益	170,870 百万円

（イ）1株当たりの状況（連結）

会計期間	2026年3月期 (第1四半期連結累計期間)
基本的1株当たり四半期利益	141.18 円

（ご参考）2025年6月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 1,210,016,504 株

自己株式数 1,082,863 株

以 上